

下北風力発電事業環境影響評価書に係る確定通知について

令和8年2月20日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

当省は、下北風力発電事業環境影響評価書（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、合同会社グリーンパワー下北に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（以下「確定通知」という。）を行った。また、当省は同法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた同事業者は、同条第2項の規定に基づき、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧（1か月間）し、住民へ周知することとなる。

1. 計画概要

住 所：青森県むつ市、下北郡東通村、上北郡六ヶ所村及び横浜町
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：107,500kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成26年10月 3日
環境大臣意見受理	平成26年12月12日
経済産業大臣意見発出	平成26年12月26日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成27年 3月 6日
住民意見の概要等受理	平成27年 5月15日
青森県知事意見受理	平成27年 7月31日
経済産業大臣勧告発出	平成27年 8月12日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成27年12月 4日
住民意見の概要等受理	平成28年 1月26日
青森県知事意見受理	平成28年 3月30日
環境大臣意見受理	平成28年 3月31日
経済産業大臣勧告発出	平成28年 4月15日

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和 8年 2月 2日
環境影響評価書確定通知	令和 8年 2月20日

問合せ先：電力安全課 小西、山崎
電話：03-3501-1511（内線：4921）